別表十七（三の八）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第１項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額　⑷」の欄は、租税特別措置法第66条の６第２項第２号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第３号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令第39条の15第１項第１号若しくは第２項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は同法第68条の90第２項第２号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第３号に規定する対象外国関係会社に係る同令第39条の115第１項第１号若しくは第２項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「子会社から受ける配当等の額　⑿」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の15第１項第４号又は第39条の115第１項第４号に規定する配当等の額を記載すること。

4　「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額　⑿」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の15第１項第５号若しくは第２項第18号に掲げる金額又は同令第39条の115第１項第５号若しくは第２項第18号に掲げる金額を記載すること。

5　「控除対象配当等の額　⑿」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の15第３項又は第39条の115第３項に規定する控除対象配当等の額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

6　「請求権等勘案合算割合　⑵」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号（課税対象金額の計算等）又は第39条の114第２項第１号（個別課税対象金額の計算等）に定める割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

7　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第１項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。